

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・公有水面埋立ての免許の出願
- ・指定公金事務取扱者の指定

所管課（室）名
漁港漁場課
警察本部会計課

◎ 公 告

- ・地域森林計画書の公表
- ・測量の実施（3件）
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧

林政課
建設企画課
砂防課

◎ 教育委員会規則

- 指導が不適切な教諭等の認定及び指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則

高校教育課

◎ 人事委員会規則

- 職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局

◎ 雜 報

- ・自動販売機（飲料）設置場所の貸付

長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第37号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年1月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和7年10月28日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名
名 称 長崎県
所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- (3) 埋立ての区域
ア 位置 長崎県平戸市生月町南免字鳶巣4432番115の地先公有水面
イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
ウ 面積 134.78平方メートル
- (4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 長崎県平戸市生月町南免字鳶巣4432番142、4432番115の地内及び地先公有水面
 イ 区域 省略（縦覧図書のとおり）
 ウ 面積 3,619.63平方メートル

(5) 埋立地の用途 漁港施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課
 長崎県平戸市田平町山内免808番地 長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所
 長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務（手数料の収納）を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年1月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 指定公金事務取扱者の指定日及び委託年月日

令和7年11月25日

2 指定公金事務取扱者の所在地及び名称

長崎県長崎市尾上町3番3号

一般財団法人 長崎県警察職員互助会

3 委託事務

地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に該当する手数料の収納事務

4 委託期間

令和8年2月2日から令和8年3月31日まで

公 告

地域森林計画書の公表（公告）

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により長崎南部地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部、五島壱岐及び対馬の各地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により当該計画書を次のとおり公表する。

令和8年1月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 森林計画区の名称

長崎北部森林計画区（佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円）

長崎南部森林計画区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円）

五島壱岐森林計画区（五島市、壱岐市及び南松浦郡の各一円）

対馬森林計画区（対馬市一円）

2 公表する場所

長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の各森林計画区）

諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）

島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）

佐世保市木場田町3番25号 長崎県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）

五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）

壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）

対馬市厳原町国分1441番地 長崎県対馬振興局農林水産部林業課（対馬森林計画区）

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年1月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西海町	令和8年1月7日から 令和8年3月19日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、大村市上下水道局事業管理者から公共測量（数値地形図作成）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年1月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市 黒丸町、沖田町、今富町、竹松町、宮小路一丁目、宮小路二丁目、宮小路三丁目、 富の原一丁目、富の原二丁目、大川田町、鬼橋町、竹松本町	令和8年1月21日から 令和8年3月25日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和8年1月20日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西彼町鳥加郷（一部）	令和8年1月19日から 令和8年3月31日まで

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和8年1月20日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧期間 令和8年1月20日から令和8年2月2日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長崎市土木部土木防災課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

- (1) 長崎市香焼町、藤田尾町、布巻町、為石町、椿が丘町、蚊焼町、川原町、宮崎町、高浜町、以下宿町、黒浜町、野母崎樺島町、脇岬町、南越町、野母町
急傾斜地の崩壊

4 意見書の提出

(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理人による意見書の提出を行う場合は、代理人の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒852-8134 長崎市大橋町11-1
長崎振興局建設部砂防課

教育委員会規則

指導が不適切な教諭等の認定及び指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第1号

指導が不適切な教諭等の認定及び指導改善研修等に関する規則の一部を改正する規則

指導が不適切な教諭等の認定及び指導改善研修等に関する規則（平成20年長崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(指導改善の程度の認定等)	(指導改善の程度の認定等)
第6条 県教育委員会は、法第25条第4項に基づき、指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修の終了時において、指導が不適切な教諭等の指導の改善の程度に関する認定を行う場合は、同条第5項の規定により、専門家等の意見を聴くため審査委員会を開催する。	第6条 県教育委員会は、法第25条第4項に基づき、指導が不適切な教諭等に対する指導改善研修の終了時において、指導が不適切な教諭等の指導の改善の程度に関する認定を行う場合は、同条第5項の規定により、専門家等の意見を聴くため審査委員会を開催する。
2 略	2 略
3 県教育委員会は、審査委員会の意見の具申等により、第1項の認定を次の各号に定めるところにより行う。	3 県教育委員会は、審査委員会の意見の具申等により、第1項の認定を次の各号に定めるところにより行う。
(1) 略	(1) 略
(2) 削除	(2) 指導が不適切な教諭等が1年間の指導改善研修により、未だ児童等に対する指導が不適切であるが、さらに第5条第2項の研修を行えば、適切に指導を行える程度までの改善が見込まれる程度と認めるときは、第5条第1項の規定により、1年間を限度として研修期間を延長し、その旨を当該教諭に通知する。
(2) 指導が不適切な教諭等が2年間を限度とする指導改善研修により、児童等に適切に指導が行える程度まで改善する余地がない程度と認めるときは、法第25条の2の規定により、県教育委員会において、分限免職処分等の必要な措置を講ずるものとする。	(3) 指導が不適切な教諭等が2年間を限度とする指導改善研修により、児童等に適切に指導が行える程度まで改善する余地がない程度と認めるときは、法第25条の2の規定により、県教育委員会において、分限免職処分等の必要な措置を講ずるものとする。
また、指導改善研修実施中に、分限休職処分や育児休業、介護休暇、産前産後休暇、病気休暇等の承認等を行う場合、その時点において指導改善研修を中止により、終了し、その時点までの研修成果に基づいて、指導の改	

善の程度に関する認定を行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

人事委員会規則

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月20日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第1号

職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第1の2（第6条関係）		別表第1の2（第6条関係）	
給料の調整額の調整基本額表		給料の調整額の調整基本額表	
ア～ウ 略		ア～ウ 略	
エ 教育職給料表（二）		エ 教育職給料表（二）	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	13,100円（職員給与条例別表第4イの備考(2)に定める職員にあっては、13,300円）	4級	13,100円
オ～キ 略		オ～キ 略	
ク 小学校中学校教育職給料表		ク 小学校中学校教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,700円（市町村立学校職員給与条例別表第1の備考(2)に定める職員にあっては、12,900円）	4級	12,700円
別表第1の3（第6条関係）		別表第1の3（第6条関係）	
ア及びイ 略		ア及びイ 略	
ウ 教育職給料表（二）		ウ 教育職給料表（二）	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,500円（職員給与条例別表第4イの備考(2)に定める職員にあっては、12,600円）	4級	12,500円
エ～カ 略		エ～カ 略	
キ 小学校中学校教育職給料表		キ 小学校中学校教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4級	12,200円（市町村立学校職員給与条例別表第1の備考(2)に定める職員にあっては、12,300円）	4級	12,200円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

雜 報

自動販売機（飲料）設置場所の貸付

長崎県公立大学法人所有財産（建物の一部）を自動販売機（飲料）の設置場所として、一般競争入札により貸付けを行いますので、公告します。

令和8年1月20日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件及び貸付条件等

別紙「仕様書」及び「貸付物件一覧」のとおり

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（契約の更新はしない。）

(3) 用途

自動販売機（飲料）の設置・運営に限るものとします。

(4) 貸付料等

物件番号ごとに、貸付期間中の貸付料の総額（課税対象物件については消費税及び地方消費税相当額を含む。）を入札に付します。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

(4) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項に該当する者でないこと。

(5) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者でないこと。

(6) 法人には長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人には長崎県内に住所を有すること。

(7) 自動販売機の設置及び運営業務について、3年以上の実績を有していること。

(8) 長崎県税に関し、未納がないこと。

(9) 消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

(10) 下記3により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

3 入札参加申込み

入札に参加を希望される方は、事前に入札参加申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に入札参加申込書等の関係書類を提出し、入札参加資格の確認を受ける必要があります。

(1) 関係書類の配布場所（契約条項の提示場所）及び配布期間

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和8年1月20日（火） ～令和8年2月3日（火） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9：00～17：45 令和8年2月3日（火）のみ 17：00まで	令和8年1月20日（火） ～令和8年2月3日（火） ※土・日曜日、祝祭日を除く。 9：00～17：45 令和8年2月3日（火）のみ 17：00まで	長崎県佐世保市川下町123 長崎県公立大学法人事務局 総務課 財務グループ 電話 0956-47-2191

(2) 入札資格の確認

入札参加申込があつたときは、入札参加資格の有無について確認し、申込者に通知します。

なお、入札参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

4 現場説明、入札の日時及び場所

(1) 現場説明

実施しませんので、事前に入札物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で入札してください。

(2) 入札の日時及び場所

令和8年2月13日（金）14:00～

長崎県立大学佐世保校 1号館（本部棟）2階 特別会議室

※ 貸付物件一覧の順に物件ごとに入札を実施します。（希望しない物件の入札には入室不可）

※ 入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は入札を延期することがありますので、事前に3の(1)の部局へ問い合わせください。

(3) 入札の方法等

- ① 入札は、入札書及び入札用封筒に必要事項を記載して、記名押印のうえ、当該入札書を当該入札用封筒に入れ、入札当日に、入札者又はその代理人が直接入札箱に投函してください。
- ② 郵送による入札は認めません。
- ③ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札書には代理人が押印（委任状に押印した代理人の印鑑）して提出してください。
- ④ 入札者は、その理由の如何にかかわらず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。
- ⑤ 入札執行回数は、2回を限度とします。

5 入札保証金に関するこ

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

6 無効な入札に関するこ

次に掲げる場合は、その入札は無効とします。

- ① 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札者が契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- ⑦ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑧ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- ⑨ 代理人が入札する場合において、代理人の記名押印がないとき。
- ⑩ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑪ 入札日において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けたとき。

7 その他注意事項等

- ① 開札は入札後直ちに、入札者立会いのもとに行います。
- ② 落札者は、長崎県公立大学法人が前もって設定した最低貸付料以上の価格で最高の価格をもって入札した者とします。
- ③ 開札した場合に落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立ち会った者に知らせます。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととします。
- ⑤ 落札者は、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を長崎県公立大学法人に支払わなければなりません。
- ⑥ 詳細については、一般競争入札案内書（自動販売機設置事業者募集要項）をご覧ください。（3の(1)の場所で配布）

8 この公告に関するお問い合わせ先

長崎県公立大学法人 事務局総務課 財務グループ

所在地 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

電話 0956-47-2191

仕様書

1 設置場所

別紙「貸付物件一覧」のとおり

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックスを含む）は、「貸付物件一覧」において示す各設置箇所の設置範囲に収まる大きさとし、高さは2.2m以内とすること。（転倒防止用設備含む）

(2) 環境対策

① 「ゾーンクリーニング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「ヒートポンプ式」等、消費電力量の低減に資する技術を導入した機種とすること。

② 地球温暖化係数（GWP）の低い、二酸化炭素（CO₂）、炭化水素（HC）、又はハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、紙パック式の自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）による）」を認める。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、長崎県公立大学法人の指示に従うこと。（1ヶ所に2台の自販機を設置する場合でも子メーターは1機設置で可。）

② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

③ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として貸付物件に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、長崎県公立大学法人の指示に従うこと。

⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に設置事業者の連絡先を明記すること。

⑥ 長崎県公立大学法人が承認した場合を除き、自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。

⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできない。

(3) 販売商品及び販売価格

① 販売商品は、「飲料（清涼飲料水、乳飲料等）」とし、「たばこ」、及び「酒類」は販売しないこと。

② 容器は、缶、ペットボトル、瓶、紙パック等の密閉式の容器とすること。

③ 販売価格は、標準小売価格を超えないこと。

貸付物件一覧 (R 8. 4. 1 ~ R11. 3. 31)

物件番号	貸付箇所	設置台数	貸付面積 (m ²) 奥行cm×幅cm	最低貸付料 (円) (3年総額)	補足説明
1	講義棟 1 階	1 台	1.35m ² 90cm × 150cm	44,280	電源コンセント有 電気使用量計測用子メーター有
2	講義棟 1 階	1 台	1.35m ² 90cm × 150cm	44,280	電源コンセント有 電気使用量計測用子メーター有
3	講義棟 2 階	1 台	1.575m ² 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有 電気使用量計測用子メーター有
4	講義棟 3 階	1 台	1.575m ² 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有 電気使用量計測用子メーター有
5	体育館 出入口	1 台	1.575m ² 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有
6	グラウンド トイレ前	1 台	1.575m ² 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有 電気使用量計測用子メーター有
7	地域交流棟 1 階	1 台	1.35m ² 90cm × 150cm	44,280	電源コンセント有 電気使用量計測用子メーター有
8	大講義棟 2 階 ロビー	1 台	1.575m ² 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有
9	大講義棟 3 階 ロビー	1 台	1.575m ² 90cm × 175cm	47,232	電源コンセント有

計 9台

計 416,232

457,855

(税込)

【注意事項】

- 物件の所在地は全て「長崎県立大学佐世保校」とします。
(佐世保校住所) 佐世保市川下町123
- 電気料金の精算方法は、子メーターの設置によります。
大学側にて検針後、相当額を請求します。
- 貸付面積には、使用済み容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。
(設置場所によっては、回収ボックス不要な物件あり。)
- 物件によっては、試験等実施の際に電源を切る可能性があるため必要に応じて協議します。

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話代表
(八九二四五)
二一
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田弘
クリント
弥ト